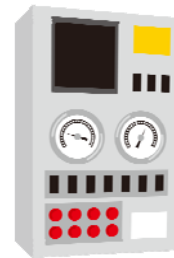




グリーンリカバリー 設備投資補助金

募集案内

省エネルギー化へ資する設備投資をサポートします



補助金の不正受給は犯罪です！

補助金の申請手続きにおいて、虚偽、不正等を行った場合は刑法上重大な犯罪になる可能性がありますので、**募集案内の要件**をよくご確認のうえ適正な申請をお願いします。

お問合せ

グリーンリカバリー設備投資補助金コールセンター

TEL 045-225-3725 (令和4年4月11日～)

受付時間 9:00～17:00 (土日祝日除く)

横浜市経済局

目次

目次	- 2 -
制度の概要	- 4 -
1 制度の目的	- 4 -
2 予算額	- 4 -
3 補助率・補助金額	- 4 -
4 補助対象者の主な要件	- 4 -
5 補助対象となる設備投資の主な要件	- 4 -
手続の流れ	- 5 -
補助対象者の要件	- 6 -
1 補助対象者の要件	- 6 -
補助対象となる事業	- 7 -
1 補助対象となる設備投資	- 7 -
2 対象設備の一覧	- 8 -
3 補助対象となる経費	- 9 -
4 補助対象外となる経費	- 9 -
申請前の準備	- 10 -
1 省エネアドバイスの実施	- 10 -
2 見積書の徴収	- 11 -
手続① 補助金交付申請	- 12 -
1 申請に必要な書類	- 12 -
2 誓約	- 13 -
3 申請方法	- 14 -
4 申請期間	- 14 -
5 申請から交付決定までの流れ	- 14 -
手続② 設備の契約・発注	- 15 -
1 設備の契約・発注	- 15 -
手続③ 補助金実績報告	- 15 -
1 実績報告に必要な書類	- 15 -
2 実績報告方法	- 16 -
3 実績報告期限	- 16 -
4 実績報告から交付額確定までの流れ	- 16 -
省エネフォローアップ訪問	- 17 -
1 フォローアップ訪問について	- 17 -
手続④ 補助金交付請求	- 17 -

1 交付請求書の提出	- 17 -
2 補助金の振込	- 17 -
<hr/>	
注意事項、用語の定義	- 18 -
<hr/>	
1 注意事項	- 18 -
2 用語の定義	- 19 -
<hr/>	
お問合せ先	- 20 -
<hr/>	
1 お問合せ先	- 20 -
2 ホームページ	- 20 -

制度の概要

1 制度の目的

本制度は、新型コロナウイルス感染拡大からの経済回復策として、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させることを目的に、市内企業の大半を占める中小企業者が行う省エネ効果の高い設備の導入を支援することで脱炭素経営の推進を図ります。

グリーンリカバリー：

持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化への取組など、環境を重視した投資を行うことで経済を復興させる手法

2 予算額

1億5000万円（想定申請件数：150件）

3 補助率・補助金額

補助金額	補助上限額
補助対象経費の1/2	200万円

4 補助対象者の主な要件

- ・横浜市内に事業所があり、中小企業者（P6参照）であること
- ・申請の時点で創業から12か月を経過していること

5 補助対象となる設備投資の主な要件

- ・設備を導入する事業所において横浜市で実施する「省エネアドバイス」または国が指定する機関・神奈川県が実施する省エネルギー診断等を令和2年4月1日以降に受診し、受領した診断書等に基づく設備投資であること
- ・補助対象経費の総額が税抜き50万円以上であること
- ・補助金交付申請日の翌日以降に契約・発注していること
- ・市内に住所を置く事業所から購入した設備であること

※このほかの要件についてはP6～9を必ずご確認ください

手続の流れ

申請前の準備 ▶ P.10

- ・本補助金の申請までに横浜市の省エネアドバイスや県や国の指定する機関による省エネ診断を受診し、診断書等を受領します。**(診断機関により診断から診断書等受領まで1週間～1カ月程度かかりますのでお早めにご相談ください)**
- ・導入する設備について市内に住所を置く事業者からの見積書を徴収します。

① 補助金交付申請 ▶ P.12

URL にアクセスし、補助金の交付申請を行います。

申請期間 令和4年4月11日(月)～8月31日(水) ※予算額に達した時点で受付終了します

市-① ID/パスワードの通知

申請後3営業日以内に登録したメールアドレスあてに申請内容マイページ URL と ID とパスワードを通知します。
申請内容に不備があった場合は原則としてメールにて連絡します。

市-② 補助金交付決定通知の送付

不備がなければ申請後1カ月程度で設備を導入する市内事業所住所あてに発送します。

② 設備の契約・発注 ▶ P.15

補助金の申請日の翌日以降に、設備を契約・発注します。「③補助金実績報告書申請」までに工事・納品、稼働、支払いまで完了してください。

③ 補助金実績報告 ▶ P.15

URL にアクセスし、補助金の実績報告申請を行います。

申請期限 令和4年12月28日(水) まで

市-③ 補助金交付額確定通知の送付

申請後1カ月程度で設備を導入する市内事業所住所あてに発送します。
補助金交付請求書様式も同封します。

④ 補助金交付請求 ▶ P.17

市から送付された請求書(市-③)を郵送します。

提出期限 令和5年2月17日(金) まで

市-④ 省エネフォローアップ訪問 ▶ P.17

実績報告書提出後～3月までに専門家が訪問し、導入した設備等の稼働状況の確認や運用上の省エネアドバイスを実施します。

市-⑤ 補助金の振込

請求書に不備がなければ1カ月程度で指定の口座へ振り込みします。

補助対象者の要件

1 補助対象者の要件

次のすべてを満たしている必要があります。

(1) **中小企業者** (※¹) であること。ただし、次に該当する場合を除く。

ア みなし大企業 (※²)

イ 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業等

<補助対象外の例>

・任意団体、労働組合、管理組合法人、学校法人、有限責任事業組合 (LLP)

・医療法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人のうち、主たる事業が「**医業**」ではない法人

※「医業」とは総務省の定める日本標準産業分類のうち、「831 病院」「832 一般診療所」「833 歯科診療所」「8542 介護老人保健施設」に当てはまるものを指す。

(2) **横浜市内に事業所** (本社、支社、工場、研究 (部門) 所、店舗等) があること。

(3) 交付申請日において**創業から 12 か月を経過**していること。(創業の日付は法人の場合は設立登記日、個人の場合は所得税法第 299 条に規定する開業の届け出を行い新たに事業を開始した日。)

(4) **横浜市税** (法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては個人市民税をいう。以下同じ。) の**納税義務者** (非課税、課税免除、減免等となる者を含む。) であること。

(5) 市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。

(6) 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること。

(7) 横浜市暴力団排除条例に基づく暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがある法人でないこと。法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと。

(8) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと。

※¹ 中小企業者

下記の表の「**資本金の額又は出資の総額**」又は「**常時使用する従業員の数**」のいずれかを満たす法人又は個人事業主を指す。(中小企業基本法第 2 条第 1 項又は中小企業信用保険法第 2 条第 1 項による)

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他業種 (②~④を除く)	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業、飲食サービス業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤ 医業を主たる事業とする法人	—	300 人以下
⑥ 協同組合等、特定非営利活動法人	※ 詳しくは P19 をご覧ください	

* ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)は資本金 3 億円以下または従業員数 900 人以下

* 旅館業は、資本金 5,000 万円以下または従業員数 200 人以下

* ソフトウェア業又は情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下

※² みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 一つの大企業 (中小企業者以外の者) が発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

補助対象となる事業

1 補助対象となる設備投資

次のすべてを満たしている必要があります。

- (1) 補助対象者が事業を営む**市内の事業所へ導入する設備**であること。
- (2) 設備を導入する事業所において**横浜市の「省エネアドバイス」**または国が指定する機関・神奈川県が実施する**省エネルギー診断等を令和2年4月1日以降に受診し**、受領した診断書等に基づく設備投資であること。
- (3) **横浜市内に住所を置く事業所からの購入**(※1)であり、それが確認できること。
- (4) 発注1件当たり税込100万円以上の場合は**2者以上の入札または見積合わせ**を行い、最低価格にて発注していること。
- (5) **補助金交付申請の翌日以降の契約・発注**であること。
- (6) 1事業者1申請、導入設備が**3種以内**であること。
- (7) **対象設備の一覧(P.8)**に記載の条件を満たすこと。
- (8) 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の総計(※2)が**税抜き50万円以上**であること。
- (9) **12月28日までに納品又は工事及び支払等が完了し、実績報告申請まで終えること。**

(※1) 横浜市内に住所を置く事業所からの購入についての確認方法

- 見積書、領収書等の発行者欄に、横浜市内の住所が記載されている
- 見積書、領収書等の発行者欄に、「045」から始まる電話番号が記載されているのいずれかで確認します。

(※2) 補助対象経費の総計とは

設備の本体価格の合計額に、設備本体と一体として支払われる附属設備の購入費並びに設置工事費(p.9参照)を加えた金額

2 対象設備の一覧

二酸化炭素排出量の削減に資する設備であって次に掲げるもの

対象設備	対象となる条件
(1) 空調設備	工事を伴う室温調整機能を有する設備（エアコン等）の 更新 に限る。換気や空気清浄、除加湿機能のみの設備は（9）に該当。
(2) ボイラー・給湯設備	工事を伴う 更新 する設備に限る。
(3) 冷凍冷蔵設備	更新 する設備に限る。冷蔵ショーケースも含む。
(4) 変圧器	更新 する設備に限る。キュービクル等の受変電設備の更新も該当。
(5) 産業用モーター	更新 する設備に限る。
(6) コンプレッサー	更新 する設備に限る。ポータブル型を除く
(7) LED 照明	既存の照明設備を新たに LED 照明に 更新 するもの（工事を伴わない光源部のみの交換や LED から LED への交換は不可）。
(8) コージェネレーションシステム	新設であっても、導入により事業のエネルギー削減が見込まれるものは該当。
(9) 生産設備など事業に必要な設備 <u>下記対象外となる設備を除く</u>	1台あたりの本体価格（※）が税抜き 20 万円以上であり、設備の 更新 により 10%のエネルギー使用量削減が見込まれる設備。

（※）1台あたりの本体価格とは

見積書に記載の設備の本体価格で確認します。本体と別売りの付属品や設置費用は除きます。（付属品や設置費用は P.9 の対象経費には含めることができます）同一の製品を複数台導入する場合は、1台あたりの価格とします。見積書にて「〇〇一式」と記載されており本体価格が確認できない場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

対象外となる設備 上記表（1）～（9）に記載の設備であっても次に該当するものは対象となりません

- (1) 中古品又はリース取引に基づき取得したもの
- (2) 事業所以外に効果が波及するもの（事業所のうち居住用途との用途区別ができないもの）
- (3) 複数の事業者で共同所有するもの
- (4) 予備的もしくは将来に備えるもの
- (5) 容易に取り外しや移動ができるもの（車両など）
- (6) 販売、貸付等（自社にて販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む）による利益を目的としているもの
- (7) 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、蓄電池など）
- (8) 建築物に対するリフォーム費用（断熱工事など）
- (9) OA 機器（パソコン、コピー機など）、AV 機器（テレビ、ビデオ、カメラなど）
- (10) 補助対象者と資本関係がある事業者、申請者の役員若しくは 2 親等内の親族が役員として属する事業者又は事業を営んでいない個人からの購入したもの
- (11) 同一の設備等において本市及び他の公的補助制度の交付決定又は支払いを受けているもの（他の補助金と重複して支払いを受けることはできません。状況を確認するため、他の補助制度執行機関、部署と情報を共有することがあります。）

3 補助対象となる経費

設備本体に加え、設備本体と一体として支払われる附属設備の購入費並びに設置工事費（設備の購入とは別に工事を発注している場合、工事費用は経費として認められません）

対象経費の例

設備費用：設備本体、必要不可欠な付属設備

工事費用：労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、設置作業費、直接工事費、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

※諸経費など不明瞭な費目は対象経費に含めることができません

4 補助対象外となる経費

次の経費は補助の対象外となる例です。

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- (2) 各種保証・保険料（延長保証など）、振込手数料等
- (3) 既存設備等の撤去・廃棄に係る経費（リサイクル料も含む）
- (4) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (5) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用


申請前の準備

1 省エネアドバイスの実施

本補助金は設備更新等を行うことでCO2削減効果が見込まれると認められる事業に対して補助を行うものです。横浜市（IDEC 横浜に委託）で実施する「省エネアドバイス（無料）」に申し込み、設備導入によるCO2削減効果が記載された「報告書」を受け取ってください。

なお、令和2年4月1日以降に国が指定する機関、または神奈川県が実施する省エネルギー診断等※を受診し、診断書等の写しを提出できる場合は「省エネアドバイス」を受ける必要はありません。

～省エネアドバイスの流れ～

申込・予約	<p>「省エネアドバイス申込予約システム」より必要項目を入力します。</p> <p>省エネアドバイスは7月29日（金）までに申込みをしてください。</p> <p>横浜市トップページからは次のとおり画面遷移してください。</p> <p>事業者向け情報 > 中小企業支援 > 経営支援 > 設備投資への支援</p>  <p>・新たに導入を希望する設備のメーカー名と品番、現在使用している設備のメーカー名と品番を入力いただきますので、予め控えておいてください。 （導入設備を迷われている方はわかる範囲で入力をお願いします。品番の記載のない場合は訪問前に確認させていただく場合があります）</p> <p>・見積書を予め取得していただくことをおすすめします。</p> <p>・販売店から省エネ試算書を取得できる場合はあらかじめ取得をお願いします。</p>
専門家訪問	<p>指定の日時に専門家が伺い、業務内容や設備の使用状況等について確認します。導入を希望する設備についてもヒアリングした上で、事業所の状況に応じた省エネアドバイスを実施します。</p> <p>現在の設備と導入を希望する設備のカタログや仕様書（消費電力等が分かるもの）をご用意ください。</p>
報告書受取	<p>訪問後7営業日程度（導入設備が決定している場合）で登録いただいたメールアドレスあてに報告書を送付します（メールに記載のURLからダウンロードいただきます）。報告書はp.12の補助金交付申請時に添付いただく必要があります。</p>

※省エネルギー診断等

エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門家によりエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにする診断を指し、次の機関による実施するもの。

申請する設備を導入することによる二酸化炭素排出量の削減効果が記載されたものに限る。

- ・一般財団法人 省エネルギーセンター
（R3年度～省エネ最適化診断、R2年度 無料省エネ診断、無料節電診断）
- ・経済産業省「地域プラットフォーム構築事業（省エネお助け隊）」による診断機関
- ・環境省「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT）」における診断機関
- ・環境省「グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業」における診断機関
- ・神奈川県（省エネルギー診断）

2 見積書の徴収

見積書の注意点

※設備種類ごとに見積書を分けてください。

※対象経費と対象外経費が同一の契約に含まれる場合は、明確に区別して記載された見積書を提出してください。区別が難しいものは補助対象経費から除外します。

※100万以上の発注の場合は、市内に住所を置く2者以上の事業者から見積書を徴収してください。安価な金額をもとに交付額を決定します。

宛名は申請者と一致しているか

発行元は市内事業者であるか（市内住所か電話番号の記載があるか）

見 積 書						
株式会社〇〇〇〇 様						令和4年5月1日
				〒123-4567 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇ビル 株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 〇〇〇〇 TEL: 045-000-0000		
件名:		LED工事一式				
合計金額		¥682,000-			円	
品 名	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	
① LEDベースライト	15	台	40,000	600,000		
① 取付工事費	1	式	50,000	50,000		
① 消耗品機材費	1	式	5,000	5,000		
撤去作業費	1	式	10,000	10,000		
その他諸経費	1	式	5,000	5,000		
値引き	1	式	-50,000	-50,000		
小計				620,000		
消費税				62,000		
合計				682,000		

対象経費と対象外経費が含まれる場合は、対象経費にラインマーカーを引いてください。

設備種類ごとに番号を振ってください。

手続① 補助金交付申請

1 申請に必要な書類

法人・個人事業主 共通

- 省エネアドバイス報告書、または県や国で実施している省エネ診断書の写し
※訪問日が令和2年4月1日以降であること
- 見積書等経費の内訳がわかる書類の写し
※設備ごと見積書を分けてください
※100万以上の発注の場合は複数の事業者から徴収した見積書すべてを添付してください
※P.11の見積書の注意をご確認ください
- 補助対象経費計算書（第2号様式）
※ホームページよりダウンロードしてください
- 導入設備の仕様がわかる資料（見積書に型番記載ある場合は省略可）
※カタログや仕様書のうち型番がわかる箇所
- 導入設備の設置予定場所の写真
※更新前の設備の全体が写るように撮影
※同一の設備を複数個所に導入する場合は、導入箇所ごとに撮影

法人

- 設備を導入する事業所が市内であること・創業から12か月経過していることが確認できる書類
次の①②の両方を用意してください。
 - ①「法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」（3ヵ月以内に発行されたもの）
 - ② 横浜市で発行された最新の「法人市民税納税証明書」（3ヵ月以内に発行されたもの）

個人事業主

- 設備を導入する事業所が市内であること・創業から12か月経過していることが確認できる書類
次の①②の両方を用意してください。
 - ① 受付印が押印された「開業届の写し」または営業許可証等の資格証明書
※事業所住所に市内住所が記載されていること、1年以上事業継続が認められるかご確認ください
※申請日前1年以内に届出た開業届では受付できません
※マイナンバーが記載されている場合は必ず黒塗りしてください
 - ② 横浜市で発行された最新の「個人市民税納税証明書」（3ヵ月以内に発行されたもの）

2 誓約

申請時に次に掲げる項目について確認、誓約します。

項目
申請者は、補助対象となる経費の全部又は一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを受けていません。 （補助対象経費の合計金額から、補助金交付申請額を差し引いた金額については、自己資金で負担します。） 申請者は、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
申請者は、導入する設備等を業務上に限り使用し、市内に住所を置く事業所から設備等を購入します。
申請者は、本補助金を活用して設置・施工等を行った設備等を自己にて使用し、返品又は転売、貸付等を行いません。
申請者は、新規設備の導入後に速やかに従前の設備を撤去・処分します。
申請者は、申請要件を満たしています。 <主な要件>・事業所、営業所等が横浜市内にあり、中小企業者であること。 ・創業から12か月を経過していること。 ・横浜市税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免税、減免等となる者を含む）であること。
申請者は、設備の購入を、資本関係にある企業、申請者の役員若しくは2親等内の親族が役員として属する企業又は事業を営んでいない個人から行いません。
申請者は、虚偽の申請、報告など、本補助金の交付に関して不正行為を行いません。不正行為があると判明した場合、横浜市が申請者の名称とその内容を公表すること、及び本補助金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また、返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、横浜市が関係行政機関及び関係金融機関に申請者の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することに同意します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（横浜市は、必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。また、横浜市が求めるときは、役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを横浜市が神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、補助金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、グリーンリカバリー設備投資補助金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守します。
申請者は、横浜市が行う実地（全事業者にフォローアップ訪問を行います）及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本補助金申請に関する申請者情報を、公益財団法人横浜企業経営支援財団と共有することに同意します。

3 申請方法

- ① 「グリーンリカバリー設備投資補助金仮受付フォーム」よりメールアドレスを入力します。

横浜市トップページからは次のとおり画面遷移してください。

- > 事業者向け情報
- > 中小企業支援
- > 経営支援
- > 設備投資への支援



- ② メールに記載の URL より「グリーンリカバリー設備投資補助金申請フォーム」にアクセスします。必要項目を入力します。

申請フォームでは、必要項目の入力とともに、次の書類をアップロードしていただきます。対象となる書類のデジタルデータを予めご用意ください。データの形式は、XLSX、PDF、JPEG、PNG のいずれかとし、文字がはっきりと認識できるようにしてください。

4 申請期間

申請期限 **令和4年4月11日(月) ~ 8月31日(水)**

※予算額に達した場合は、申請期限前に受付を終了します。

5 申請から交付決定までの流れ

申請後3営業日以内に登録したメールアドレスあて申請内容マイページ URL と ID とパスワードを通知します。ご自身の申請内容はマイページ URL から閲覧可能です。

ご申請いただいた内容について横浜市で審査を行い、適当と認める場合は設備導入する市内事業所所在地あてに「交付決定通知書」を送付します。(不適当と認める場合は「不交付決定通知書」を送付します。)

適正な申請が行われてから1か月を目安にお送りします。

書類の不備・不足があった場合は、修正作業用の URL (アドレス) を登録いただいたメールアドレスへ通知しますので、指示に従い適切なご対応をお願いします。

※ 申請書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が延びる場合もあります。

※ 一定期間の間に修正に応じていただけない場合は不交付となる可能性があります。

手続② 設備の契約・発注

1 設備の契約・発注

設備を契約・発注します。また、手続③実績報告書申請までに納品・工事をすべて完了させ、代金全額の支払いを完了させてください。

設備によっては納期まで日程を要することから、補助金交付申請日の翌日以降の契約・発注を認めています。ただし審査の上、不交付となる可能性がございますのでご注意ください。

手続③ 補助金実績報告

1 実績報告に必要な書類

法人・個人事業主 共通

●設備の設置・施工の内訳がわかる領収書等

- ※領収書の発行者欄に、**横浜市内の「住所」**又は**「電話番号」**が記載されていること
- ※**宛名**が記入されていること（法人：法人名、個人事業主：「屋号・商号」又は「代表者名」）
- ※領収書に内訳が記載されていない場合は、内訳のわかる契約書、納品書等も必要です
- ※見積書と同様、内訳では対象外経費を明確に区別してください

●導入設備の設置・施工後の様子がわかる写真

- ※設備の全体像（更新前写真と同じアングルで撮影したもの）と製品の型式番号が読み取れるアップの写真の2枚が必要です。

●補助対象経費計算書（第2号様式）

- ※交付決定後に金額の変更があった場合のみ、変更後の金額で再度作成ください。
- ※見積り時より費用が増額した場合であっても交付決定額を超えて交付することはできません。

2 実績報告方法

「グリーンリカバリー設備投資補助金実績報告入力フォーム」より必要項目を入力します。

横浜市トップページからは次のとおり画面遷移してください。

- > 事業者向け情報
- > 中小企業支援
- > 経営支援
- > 設備投資への支援



※申請後にお知らせした ID/パスワードが必要です。

3 実績報告期限

報告期限 **令和4年12月28日(水) まで**

期限直前には申請が集中しますので、設備の導入・支払い完了後2週間以内に申請してください。

4 実績報告から交付額確定までの流れ

ご提出いただいた内容について横浜市で審査を行い、設備導入する市内事業所所在地あてに「交付額確定通知書」を送付します。

適正な申請が行われてから1か月を目安にお送りします。

書類の不備・不足があった場合は、修正作業用の URL（アドレス）を登録いただいたメールアドレスへ通知しますので、指示に従い適切なご対応をお願いします。

※書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が延びる場合もあります。

省エネフォローアップ訪問

1 フォローアップ訪問について

補助金実績報告申請以降、本市が派遣する専門家が投資先の事業所に伺い、現地確認と省エネアドバイスをを行います。責任者の立会いをお願いします。設備投資内容の確認、報告書類の根拠確認及び運用上の省エネアドバイスをを行います。状況によっては、追加資料の提出をお願いする場合があります。

原則としてお電話にて日程のご連絡を差し上げます。

フォローアップ訪問は全事業者（横浜市の省エネアドバイスを受けていない事業者を含む）受けただけが必要です。ご協力をお願いいたします。

手続④ 補助金交付請求

1 交付請求書の提出

交付額確定通知書受領後から、**原則1週間以内**にご提出をお願いします。

提出に必要な書類と提出方法につきましては、交付額確定通知書を送付する際に同封するご案内にてご確認ください。

提出期限

令和5年2月17日(金)

※提出期限を超えた場合は、補助金をお支払いすることができない場合があります。

2 補助金の振込

適正な「交付請求書」を横浜市が受領後、1か月程度でご指定の口座に補助金が振り込まれます。

注意事項、用語の定義

1 注意事項

(1) 交付申請の取下げ・変更について

ア 申請の取下げについて

補助金交付決定通知書の交付を受けた後に、補助金交付申請の取下げが生じた場合には、交付申請取下届の提出が必要になります。速やかに下記お問合せ先までご連絡ください。

イ 交付申請内容の変更について

名称・所在地・代表者等の変更や、設備投資計画に変更が生じた場合は下記お問合せ先までご連絡ください。

<問合せ先>

グリーンリカバリー設備投資補助金コールセンター

電話：045-225-3725（令和4年4月11日から）

受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く）

(2) 補助金の交付決定の取消しと返還について

次の場合には、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- ア 補助金の交付を行う日までに補助金の交付を受けようとする者の要件を満たさなくなったとき
- イ 公序良俗に反する等、市長が不相当と認めたとき
- ウ 虚偽の申請、報告その他補助金の交付等に関連して不正の行為等があったとき
- エ 補助金を交付することが適当でないと思われる事由が発生したとき
- オ 補助対象となる経費の全部もしくは一部について、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下これらを「他の補助制度」という）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを既に受けていたとき
- カ 補助金の交付を受けて取得した設備等を取得した時より当該耐用年数(10年を超えるときは10年)を経過する前に処分したとき
- キ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき

(3) 申請手続き及び連絡について

必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。提出資料の修正等、本市からの連絡は、原則メールにて取らせていただきます。メールアドレス、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかにコールセンターまでご連絡ください。

(4) 事業者の公表について

補助金の交付を受けた事業者の概要及び交付年度、活動内容の概要、補助金額等を公表する場合があります。

(5) 収集する情報の取扱いについて

経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等のため、申請者の情報を利用する場合があります。

2 用語の定義

(1) 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。

(2) 創業

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出を行い新たに事業を開始する場合、又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始する場合。

(3) 中古品

一度使用された物品、もしくは、使用されない物品で使用のために取引されたもの、または、これらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

(4) リース取引

法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引をいう。

(5) 常時使用する従業員

業務に従事する者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・会社役員
- ・個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で 3 親等内の親族をいう。）
- ・日々雇い入れられている者
- ・2 か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・試用期間中の者
- ・季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用されている者

(6) 協同組合等

中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 3 号又は第 4 号、第 7 号から第 11 号に定める者をいう。

組合の名称	対象の要件
中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）	次の①②の「いずれか」を満たす者 ①特定事業を行うもの ②構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
農業協同組合（同連合会）、水産業協同組合、森林組合（同連合会）、生産森林組合、消費生活協同組合（同連合会）	
商店街振興組合（同連合会）	
協業組合	特定事業を行うもの
商工組合（同連合会）	次の①②の「いずれか」を満たす者 ①特定事業を行うもの ②構成員が特定事業を行う者であるもの
生活衛生同業組合（同連合会）、生活衛生同業小組合	次の①②の「両方」を満たす者 ①特定事業を行うもの又は、その構成員が特定事業を行う者であるもの ②直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金 5,000 万円（卸売業 1 億円）以下又は従業員数 50 人（卸売業 100 人）以下
酒造組合（同連合会、同中央会）	直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金 3 億円以下の法人又は従業員数 300 人以下
内航海運組合（同連合会）	
酒販組合（同連合会、同中央会）	直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金 5,000 万円（卸売業 1 億円）以下の法人又は従業員数 50 人（卸売業 100 人）以下

※ 特定事業とは、次に掲げる業種「以外」の業種をいう。農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

(6) 特定非営利活動法人

中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号に定める者をいい、次のいずれかに当てはまる者をいう。

- ・小売業を主たる事業とする事業者：従業員数 50 人以下
- ・卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者：従業員数 100 人以下
- ・その他の業種を主たる事業とする事業者：従業員数 300 人以下

お問合せ先

1 お問合せ先

グリーンリカバリー設備投資補助金コールセンター

(令和4年4月11日から)

TEL 045-225-3725

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

2 ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/greenrecovery.html>

横浜市 補助金 グリーンリカバリー